

川崎市 消費生活相談月報

第259号
(10月分)

平成30年2月20日
Tel 044-200-2263

川崎市消費者行政センター

1 平成29年10月分消費生活相談件数 746件 (前月より 23件増) (件)

苦情	問合せ	要望	合計 (前年同月比)	前年同月合計	29年度累計
701	45	0	746 (2.86%減)	768	5,136

2 商品・役務（サービス）の上位品目

順位	商品・サービス	件数	事例
1	デジタルコンテンツ	104	大手ネット通販サイトのような名称の事業者からスマートフォンに「動画サイトの料金が未納」との簡易メールが届いた。身に覚えがなかったが電話をしてしまった。
2	不動産貸借	42	約2年間住んだ賃貸アパートを退去した。退去時に高額な修理代を請求されている。退去時の精算の考え方を教えてほしい。
3	商品一般	28	クレジット会社から使った覚えのない請求があり、利用先は不正利用を認めたのに、請求を取消してもらえない。納得できない。
4	工事・建築	27	認知症の父が昨日屋根修理工事の契約をした。すぐに業者に解約の連絡をしたが解約できなかった。心配だ。どうしたらよいか。
5	インターネット接続回線	24	ネットで見つけた業者にB社の光回線を申し込んだが、A社の光回線を2か月利用することが条件だった。不審点が多く困惑。
6	他の健康食品	17	ネット通販で青汁をお試し購入したつもりが初回を除き6回の定期購入とわかった。途中の解約はできないだろうか。
6	役務その他サービス	17	昨晚、アパートの鍵を紛失した為、ネット検索した業者に開錠を要請し来訪してもらった。鍵交換になり高額請求された。妥当か。
8	携帯電話サービス	15	知的障害者の中学生の息子にスマホを契約。課金ゲームが制限可か確認したが説明されず高額料金が発生。後で制限できると知り、契約の時、ショップからの説明がなかったのが不満。
9	テレビ放送サービス	13	公共テレビ放送の営業員が訪問したが、ドアを閉めないよう足を入れる、名刺を渡さないなど、勧誘方法に問題があった。
10	フリーローン・サラ金	12	スマートフォンで検索した業者に借金の一本化を申し出た。信用目的に99,000円を振り込んだのに、もう一度振り込めと言われた。不審。

3 販売購入形態

10月は、店舗外購入(特殊販売)383件、店舗購入197件、不明等166件でした。

店舗外購入の形態	件数	商品・役務（サービス）
訪問販売	73	工事・建築8件、テレビ放送サービス8件他
通信販売	262	デジタルコンテンツ102件、他の健康食品15件他
マルチ・マルチまがい	11	ビジネス教室4件他
電話勧誘販売	27	インターネット接続回線11件、役務その他サービス4件他
ネガティブ・オプション	2	事務用紙製品1件他
訪問購入	5	洋服一般1件、ネックレス1件他
その他無店舗	3	ミネラルウォーター1件他
合計	383	

訪問販売＝家庭・職場訪問、1日だけ開催する展示販売、SF商法、販売目的を隠した接触商法、キャッチセールス等
通信販売＝郵便、ファクシミリ、インターネット等を用いて契約するもの
マルチ・マルチまがい＝販売組織の加入者が次々に消費者を加入させ、ピラミッド式に組織を拡大していく商法
ネガティブ・オプション＝勝手に商品を送りつけ、代金を請求する商法
訪問購入＝消費者の自宅等を訪問し、物品を買い取るいわゆる「押し買い」